

民法（相続関係）等の改正に関する中間試案のたたき台

第1 配偶者の居住権を保護するための方策

1 配偶者の居住権を短期的に保護するための方策

(1) 遺産分割が行われる場合の規律

ア 短期居住権の内容

- ① 配偶者は、相続開始の時に遺産に属する建物に無償で居住していた場合には、遺産分割（協議、調停又は審判）により当該建物の帰属が確定するまでの間、引き続きその建物を無償で 사용할ことができるものとする（以下では、この権利を「短期居住権」という。）。
- ② 短期居住権の取得によって得た利益は、配偶者が遺産分割において取得すべき財産の額（具体的相続分額）に算入しないものとする。

イ 短期居住権の効力

(7) 用法遵守義務及び善管注意義務

配偶者は、建物の性質により定まった用法に従って①の建物を使用し、善良な管理者の注意をもって①の建物を保存しなければならないものとする。

(イ) 必要費及び有益費の負担

- ① 配偶者は、ア①の建物の通常必要費を負担するものとする。
- ② 配偶者がア①の建物について通常必要費以外の費用を支出したときは、各相続人は、民法第196条の規定に従い、その法定相続分に応じてその償還をしなければならないものとする。ただし、有益費については、裁判所は、各相続人の請求により、その償還について相当の期限を許与することができるものとする。

(ウ) 短期居住権の譲渡及び転貸の制限

配偶者は、短期居住権を第三者に譲り渡し、又はア①の建物を転貸することができないものとする。

ウ 短期居住権の消滅

- ① 次に掲げる場合には、配偶者以外の相続人は、単独で短期居住権の消滅を請求することができるものとする。
 - ア 配偶者がイ(7)の規定に違反したとき
 - イ 配偶者がイ(ウ)の規定に違反して第三者にア①の建物の使用又は収

益をさせたとき

② 短期居住権は、配偶者がア①の建物の占有を喪失し、又は配偶者が死亡したときは、消滅するものとする。

③ 配偶者は、短期居住権が消滅したときは、ア①の建物を相続開始時の原状に復する義務を負うものとする。

(2) 配偶者以外の者が無償で配偶者の居住建物を取得した場合の特則

① 配偶者が相続開始の時に遺産に属する建物に無償で居住していた場合において、配偶者以外の者が遺言（遺贈、遺産分割方法の指定）又は死因贈与により遺産に属する建物の所有権を取得したとき（注）は、配偶者は、相続開始の時から一定期間（例えば6か月間）は、無償でその建物を使用することができるものとする。

（注）配偶者が遺言又は死因贈与により前記建物についての長期居住権（後記）を取得した場合を除く。

② その余の規律は、(1)イ及びウに同じ。

（補足説明）

○ 部会資料11からの変更点

(1) 見出しについて

前回会議での指摘等を踏まえ、各項目に見出しを付した（後記の長期居住権についても同様）。

(2) 必要費及び有益費の支払義務について

短期居住権は法定の権利であるから、その権利義務の内容を法定する必要があるが、本方策では、配偶者にその居住建物を無償で使用する権利を認める反面、当該建物について用法遵守義務や善管注意義務（保存義務）を負わせることとしている。

他方、建物所有者は、使用貸借の貸主と同様、配偶者が建物を使用するのに適した状態にすべき義務（修繕義務等）までは負わず、基本的には、配偶者による居住建物の使用を受忍すれば足りるものとすることを想定している（部会資料6に同じ）。

このため、本部会資料では、使用貸借の場合と同様、通常的必要費（固定資産税、通常修繕費）については配偶者の負担とする一方、臨時的必要費（不慮の風水害により家屋が損傷した場合の修繕費等）については建物所有者の負担としている。このため、配偶者が臨時的必要費を支出した場合には、所有者に対し、直ちにその償還を求めることができることになる。

さらに、配偶者が有益費（当該建物のリフォーム代金等）を支出した場合

については、民法第196条第2項の規律（その価格の増加が現存する場合に限り、所有者の選択に従い、その支出金額又は増価額を償還させる）によるものとしている。

(3) 短期居住権の消滅請求について

また、前回会議において「配偶者以外の相続人は、短期居住権の消滅請求を単独ですることができるのか、あるいは持分価格の過半数又は全員ですべきことになるのかを明確にする必要がある。」との指摘があったことを踏まえ、本部会資料では、各相続人が単独で消滅請求をすることができる旨を明示することとした（注）。

（注）判例は、共有物を目的とする賃貸借契約の解除は管理行為（民法第252条）に当たり共有者の持分価格に従い過半数で決すべきものとしているが（最判昭和39年2月25日民集18巻2号329頁）、短期居住権の消滅請求にこれと同様の規律を及ぼすこととすると、配偶者と子が相続人である場合には、配偶者が2分の1の法定相続分を有することになる結果、事実上配偶者以外の相続人が消滅請求をすることができないこととなって、このような制度を設ける意義に欠けることになるものと考えられる。

このため、本部会資料では、各相続人が単独で消滅請求をすることができることとしている。

他方、このような考え方とは異なり、消滅請求の場面では、配偶者は特別の利害関係を有するために議決に加わることができないことを前提として（会社法第369条第2項等参照）、消滅請求をするかどうかは、それ以外の相続人の持分の過半数で決することとするとも考えられる。

2 配偶者の居住権を長期的に保護するための方策

(1) 長期居住権の内容

配偶者が相続開始の時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその建物の使用を認めることを内容とする法定の権利（以下「長期居住権」という。）を新設するものとする。

(2) 長期居住権の成立要件

- ① 配偶者は、次に掲げる場合に、長期居住権を取得するものとする（注1）。
 - ㊦ 配偶者に長期居住権を取得させる旨の遺産分割協議が成立し、又は遺産分割の審判が確定した場合
 - ㊧ 配偶者に長期居住権を、第三者に(1)の建物の所有権をそれぞれ取得させる旨の遺言（遺贈、遺産分割方法の指定）がある場合において、被相続人が死亡したとき

㉔ 被相続人と配偶者及び第三者との間に、配偶者に長期居住権を、第三者に(1)の建物の所有権をそれぞれ取得させる旨の死因贈与契約がある場合において、被相続人が死亡したとき

② 配偶者が長期居住権の取得を希望した場合であっても、(1)の建物の所有権を取得することとなる相続人の意思に反するときは、裁判所は、配偶者の生活を維持するために長期居住権を取得させることが特に必要と認められる場合に限り、①㉔の審判をすることができるものとする。

(3) 長期居住権の効力

ア 用法遵守義務及び善管注意義務

配偶者は、建物の性質により定まった用法に従って(1)の建物を使用し、善良な管理者の注意をもって(1)の建物を保存しなければならないものとする。

イ 必要費及び有益費の負担

① (1)の建物の必要費は、配偶者が負担するものとする。

② 配偶者が(1)の建物について有益費を支出したときは、(1)の建物所有者は、長期居住権が消滅した時に、その価格の増加が現存する場合に限り、その選択に従い、その支出した金額又は増加額を償還しなければならないものとする。

ウ 長期居住権の譲渡及び転貸の制限

配偶者は、(1)の建物所有者の承諾を得なければ、長期居住権を第三者に譲り渡し、又は(1)の建物を転貸することができないものとする。

エ 第三者対抗要件

配偶者は、長期居住権について登記をしたときは、長期居住権を第三者に対抗することができるものとする（注2）。

(4) 長期居住権の消滅

① 次に掲げる場合には、(1)の建物の所有者は、長期居住権の消滅を請求することができるものとする。

㉕ 配偶者が(3)アの規定に違反したとき

① 配偶者が(3)ウの規定に違反して第三者に(1)の建物の使用又は収益をさせたとき

② 長期居住権は、その存続期間の満了前であっても、配偶者が死亡した場合には消滅するものとする。

③ 配偶者は、長期居住権が消滅したときは、長期居住権を取得した時の原状に復する義務を負うものとする。

(注1) 配偶者が長期居住権を取得した場合には、配偶者はその財産的価値に相当する金

額を相続したものと扱うことを前提としている。長期居住権の財産評価方法については、なお検討する。

(注2) 長期居住権に関する登記手続をどのように定めるかについては、なお検討する。

(後注) 配偶者が(1)の建物所有者に長期居住権の買取りを請求する権利を設けるか否か、設けるとした場合にどのような規律を設けるかについては、なお検討する。なお、仮にこのような規律を設けることとする場合には、例えば、以下のような規律にすることが考えられる。

- ㊦ 配偶者が(1)の建物を使用することができなくなったことについてやむを得ない事由がある場合には、配偶者は、(1)の建物所有者に対し、相当の対価で長期居住権を買い取るべきことを請求することができるものとする。
 - ㊧ ㊦の対価について当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができない場合には、㊦の対価は、配偶者の申立てにより、裁判所がこれを定めるものとする。
 - ㊨ 裁判所は、㊧の裁判をする時点で長期居住権の存続期間が「一定の期間」（例えば5年間）を超える場合には、その存続期間が「一定の期間」であるものとみなして、㊦の対価を定めるものとする。
 - ㊩ 裁判所は、㊧の裁判をする場合には、㊧の建物所有者の資力その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、その裁判の日から「一定の期間」（注）を超えない範囲内において、長期居住権の譲渡の対価の支払について、その時期の定め又は分割払の定めをすることができるものとする。
 - ㊪ 裁判所は、㊧の申立てがあった場合には、両当事者の関係、各当事者の生活の状況その他一切の事情を考慮して、㊦の支払方法を定めるものとする。
- (注) ㊨の「一定の期間」と同じ期間にすることを想定している。

(補足説明)

○ 部会資料11からの変更点

(1) 長期居住権の法的性質について

長期居住権の法的性質を賃借権類似の法定の債権と位置づける場合には、長期居住権の設定をする際に、その債務者も併せて確定する必要があると考えられ、遺産分割において当該建物の所有者が確定することを条件とする長期居住権の取得を認めると、遺産分割における協議が紛糾するおそれもあることから、遺言や死因贈与によって配偶者に長期居住権を取得させる場合には、これと併せてその居住建物の所有者を定めることを要することとした。また、これらの場合における長期居住権の取得時期（被相続人の死亡時）についても明確にした。

- (2) 裁判所が遺産分割の審判によって配偶者に長期居住権を取得させる場合（前記(2)②）について

前回会議では、遺産分割の審判によって配偶者に長期居住権を取得させることができる場合の要件をより限定すべきであるとの指摘や、同じく遺産分割の審判によって長期居住権を取得させる場合について、配偶者の居住建物の所有権を取得することとなる相続人の意思に反する場合とそうでない場合とを分けて規律するのは分かりにくいとの指摘がされたことを踏まえ、これらの指摘に沿って、当該部分の記載を改めた。

- (3) 必要費及び有益費について

本部会資料では、長期居住権を賃借権類似の法定の債権と位置づけているが、長期居住権は比較的長期間の使用収益が予定されているため、その期間中自ら使用収益ができない建物所有者に、賃貸借と同様、配偶者が建物を使用するのに適した状態にすべき義務（修繕義務やそれを前提とする必要費償還義務等）まで負わせるのは、過重な負担となって相当でないと考えられる。とりわけ、遺言や遺産分割の審判により配偶者に長期居住権を取得させる場合には、建物所有者となる相続人の意思に反して修繕義務等の積極的な義務を負わせることになるが、被相続人の積極財産を分配する手続である遺産分割においてそのような規律を採ることには問題があるように思われる。

また、配偶者が通常必要費を負担するものとした方が長期居住権自体の財産価値も低廉なものとなり、配偶者が居住建物の所有権を取得する場合との差別化がより図られることになるものと考えられる。

そこで、本部会資料では、長期居住権を賃借権類似の法定の債権としつつも、必要費及び有益費については、地上権が存する場合と同様の規律を採ることとしている。

- (4) 長期居住権の買取請求権について

前回会議での議論を踏まえ、長期居住権の買取請求権については、（後注）において取り上げることとし、その中では、ある程度具体的な考え方を示すこととしている。

第2 遺産分割に関する見直し

1 配偶者の相続分の見直し

- (1) 甲案（被相続人の財産が婚姻後に一定の割合以上増加した場合に、その割合に応じて配偶者の具体的相続分を増やす考え方）

○ 次の計算式（ $a + b$ ）により算出された額が、現行の配偶者の具体的相続分額を超える場合には、配偶者の申立てにより、配偶者の具体的相続分

を算定する際にその超過額を加算することができるものとする（注1）。

（計算式）

$a = (\text{婚姻後増加額}) \times (\text{法定相続分より高い割合 (注2)})$

$b = (\text{遺産分割の対象財産の総額} - \text{婚姻後増加額}) \times (\text{法定相続分より低い割合 (注3)})$

婚姻後増加額 = $x - (y + z)$

$x =$ 被相続人が相続開始時に有していた純資産の額

$y =$ 被相続人が婚姻時に有していた純資産の額（注4）

$z =$ 被相続人が婚姻後に相続、遺贈又は贈与によって取得した財産の額（注5）

純資産の額 = 積極財産の額 - 消極財産の額

（注1）この超過額については、配偶者の具体的相続分を算定する際に現行の寄与分と同様の取扱いをすることを前提としているが、現行の寄与分との関係については、なお検討する。

（注2）例えば、配偶者が①子と共に相続する場合には3分の2、②直系尊属と共に相続する場合には4分の3、③兄弟姉妹と相続する場合には5分の4とすること等が考えられる。

（注3）例えば、配偶者が①子と共に相続する場合には3分の1、②直系尊属と共に相続する場合には2分の1、③兄弟姉妹と相続する場合には3分の2とすること等が考えられる。

（注4）婚姻後一定期間（例えば20年）が経過した場合には、「被相続人が婚姻時に有していた純資産の額」を0円とみなすことによって、この部分を算定式から除外することが考えられる。

（注5）「相続によって取得した財産の額」とは、被相続人が相続によって取得した積極財産の額から被相続人が承継した相続債務の額を控除した額をいう。

(2) 乙-1案（婚姻成立後一定期間が経過した場合に、その夫婦〔各配偶者〕に法定相続分の選択を認める考え方）

○ 婚姻成立の日から20年〔30年〕が経過した後に、その夫婦〔一方の配偶者〕が配偶者〔他方の配偶者〕の法定相続分を引き上げる旨を法定の方式により届け出た場合には、相続人の法定相続分は、次のとおりに変更されるものとする。ただし、その婚姻が相続開始の時まで継続していた場合に限るものとする。（注1、2）

ア 子及び配偶者が相続人であるときは、配偶者の相続分は3分の2とし、子の相続分は3分の1とする。

イ 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は4分の

3とし、直系尊属の相続分は4分の1とする。

ウ 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は5分の4とし、兄弟姉妹の相続分は5分の1とする（注3）。

（注1）法定相続分の変更の有無に関する公示方法については、なお検討する。

（注2）この届出がされた後に届出の撤回を認めるかどうかについては、なお検討する。

（注3）配偶者が兄弟姉妹と共に相続する場合には、兄弟姉妹に法定相続分を認めないものとするとも考えられる。

(3) 乙-2案（婚姻成立後一定期間の経過により当然に法定相続分が変更されるとする考え方）

○ 民法第900条の規定にかかわらず、配偶者が相続人となる場合において、相続開始の時点で、その婚姻成立の日から20年〔30年〕が経過しているときは、相続人の法定相続分は、次のとおりとするものとする（注）。

乙-1案のAないしウと同じ

（注）被相続人と配偶者の婚姻関係が破綻していた場合等を考慮して、前記規律の適用除外事由を設けるべきか否かについては、なお検討する。

（補足説明）

1 部会資料11からの変更点

(1) 甲案について

部会資料11からの実質的な変更点はない（前回会議における指摘を踏まえ、表現ぶりを一部修正した）。

(2) 乙-1案について

前回会議においては、乙案について、乙-1案から乙-3案までの3つの案を提案したところ、それぞれの案についてこれに賛成する意見及び問題点を指摘する意見があり、意見の一致を見なかったが、中間試案として乙案のみで3つの案を提示するのは適切でないとの指摘がされたこと等を踏まえ、部会資料11における乙-1案と乙-2案を本部会資料における乙-1案とした上で、従前の乙-2案については〔 〕内に記載することとした。

また、前回会議では、乙-1案は、乙-2案とは異なり、当事者の届出によって法定相続分が変更されることになるため、届出の有無について公示をする必要があるが、中間試案にはその公示方法についても記載をすべきであるとの指摘がされた。この点については、戸籍にその旨を記載すること等が考えられるが、身分関係を公証する手段である戸籍にこのような記載をすることが可能かといった理論上の問題点もあり、現時点でその手段を明記することは困難であるため、本部会資料でも今後の検討課題である旨を注記する

にとどめている。

また、部会資料11では、乙-1案について、夫婦〔一方の配偶者〕が一旦法定相続分を変更することを選択した後は、その撤回を認めないという考え方を提案したが、この点については、届出後に夫婦の意思が変化することもあり得るため、撤回を認めるか否かについても、パブリックコメントで意見を聞くべきであるという指摘がされたことから、届出の撤回を認めるかどうかは今後の検討課題である旨を注記することとしている（注2）。

(3) 乙-2案について

乙-2案については、前回会議において、複数の委員から、例えば、夫婦が長期間別居していた場合など、配偶者が夫婦の財産形成に貢献したとはいえないような場合であっても、当然に法定相続分を引き上げることの相当性について疑問が呈された。

他方で、このような意見に対しては、配偶者の相続分の根拠として遺産の形成に対する貢献のみを強調するのは必ずしも相当でなく、配偶者の生活保障という観点を重視すれば、一定の期間の経過をもって配偶者の法定相続分を引き上げることに一定の合理性があるとの指摘もされた。また、乙-2案は、乙-1案とは異なり、一定期間の経過だけで当然に法定相続分が引き上げられ、基準が明確である点にメリットがあるものと考えられるが、これに適用除外事由を設けるとすると、そのメリットが相当程度減少することになり、乙-1案よりもむしろ基準が不明確になるものと考えられる。

また、適用除外事由を認めることとした場合には、その要件をどのように設定するかが問題となるが、例えば、配偶者と被相続人が長期間別居していた場合であっても、別居の理由には様々なものが考えられ、例えば単身赴任の場合にまで、①の規律の適用を除外するのは相当でないと考えられる。そうすると、別居期間がある場合には、①の規律における婚姻期間からこれを控除するという規律では足りないこととなり、これを適切に判断しようとするれば、別居期間中の婚姻関係が実質的に破綻していたか否かといった実質的な要件を付加しなければならないことになるものと考えられる。

しかしながら、このような実質的な要件を設ければ、その有無を巡って配偶者と他の相続人との間で主張立証が繰り返され、遺産分割の手續が長期化・複雑困難化するおそれがあり、また、適用除外の有無についての裁判が確定しない限り、法定相続分が定まらないことになって、相続債権者等の利益を害することになるものと考えられる。

このため、本部会資料では、適用除外事由を具体的に示すことはせずに、問題点のみを注記することとしている。

2 可分債権の遺産分割における取扱い

(1) 甲案(可分債権は相続の開始により当然に分割されることを前提としつつ、これを遺産分割の対象に含める考え方)

- ① 預貯金債権等(注1)の可分債権を遺産分割の対象に含めるものとする。
- ② 相続の開始により可分債権は法定相続分に応じて分割承継され、各相続人は、原則として、遺産分割前でも、分割された債権を行使することができるものとする。
- ③ 遺産分割において各相続人の具体的相続分を算定する際には、可分債権の相続開始時の金額を相続財産の額に含めるものとする。
- ④ 相続開始後遺産分割終了時までの間に、可分債権の弁済を受けた相続人については、その取得した金額を具体的相続分から控除するものとする。
- ⑤ 相続人が遺産分割前に弁済を受けた額がその具体的相続分を超過する場合には、遺産分割において、その超過額につきその相続人に金銭支払債務を負担させるものとする。
- ⑥ 相続人が遺産分割により法定相続分を超える割合の可分債権を取得したときは、その相続人は、対抗要件を備えなければ、債務者その他の第三者に法定相続分を超える部分の取得を対抗することができないものとする。
- ⑦ ⑥の対抗要件は、次に掲げる場合に具備されるものとする。
 - ㊦ 債務者に相続人の範囲を明らかにする書面を示して、相続人全員が債務者に通知をした場合
 - ㊧ 相続人の一人が次の i 及び ii に掲げる場合に依り、それぞれその後段に定める書類を示して債務者に通知をしたとき
 - i 調停又は審判により遺産分割がされた場合 調停調書又は確定した審判書の謄本
 - ii 遺産分割協議が調った場合 遺産分割協議の内容及び相続人の範囲を明らかにする書面
 - ㊨ 債務者が⑥の相続人に対して承諾をした場合
- ⑧ ⑦の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなれば、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。
- ⑨ 相続人は、その相続分を保全するため必要があるときは、家庭裁判所に対し、遺産に属する可分債権の行使を禁止する仮処分を求めることができるものとする(注2)。

(注1) 預貯金債権以外の可分債権、例えば不法行為に基づく損害賠償請求権についても遺産分割の対象に含めるか否かについては、なお検討する。

(注2) この場合には、遺産分割の審判又は調停の申立てをすることなく保全処分
の申立てを認めること(いわゆる本案係属要件を不要とすること)を想定している。

(2) 乙案(可分債権を遺産分割の対象に含めることとし、かつ、遺産分割が
終了するまでの間、可分債権の行使を禁止する考え方)

① 預貯金債権等(注1)の可分債権を遺産分割の対象に含めるものとする。

② 相続人は、遺産分割が終了するまでの間は、相続人全員の同意がある
場合を除き、原則として、可分債権を行使することができないものとする(注
2)。

③ 甲案の③ないし⑧に同じ。

(注1) 甲案の(注1)に同じ。

(注2) 相続人全員の同意がある場合以外に、相続人に遺産分割前の権利行使を認
める方策については、なお検討する。この点については、例えば、⑦各預金口座の
相続開始時の残高(一口座当たりの上限を設けることが考えられる。)に一定割合
を乗じた額に満つるまでは、相続人に権利行使を認めるものとする考え方や、①
預金の管理を行うことを職務とする者(預金管理人)を選任し、預金管理人の裁
量において相続人に対する仮払を認めるものとする考え方等が考えられる。

(補足説明)

1 従前の部会資料からの変更点

部会資料11では、部会資料9において提案した甲案と乙案との折衷的な案
を提案したが、この案に対しては、甲案と乙案双方の問題点を引き継いでしま
うおそれがあることや、甲案と乙案は、相続された可分債権の処理の仕方につ
いて大きく異なる考え方に立脚するものであり、それぞれについてパブリック
コメントで意見を聴取すべきであるといった意見が大勢を占めたことから、本
部会資料では、従前の甲案と乙案を基本にした案に戻している。

2 甲案について

甲案については、第9回会議での指摘を踏まえ、相続人が遺産分割により法
定相続分を超える割合の可分債権を取得した場合に、対抗要件を具備する場合
を整理した(その内容は、部会資料11と同様である)。

また、甲案を採用することとした場合には、多額の特別受益がある相続人が
遺産分割前に可分債権の弁済を受け、その弁済受領額が当該相続人の具体的相
続分を上回ることがある。甲案は、このような場合には、遺産分割において当
該相続人に金銭支払債務を負担させることとしているが(⑤)、これによっても、
当該相続人の無資力の危険は他の共同相続人が負担することになる。これにつ
いては、審判前の保全処分を活用することも考えられるが、現行法の審判前の

保全処分では本案事件の係属が要件とされているところ、この場合には、遺産分割前の処分さえ禁止すれば遺産分割の協議がまとまる可能性も高く、本案の申立てをする必要はない場合もあり得るものと考えられる。この問題は、相続開始後遺産分割前に暫定的な権利関係が発生することに起因して生ずるもので、遺産分割に固有の問題であるため、この場合に限り、本案係属要件を不要とすることも相応の理由があるように思われる。

そこで、本部会資料では、可分債権の権利行使を禁止する仮処分については、本案係属要件を不要とする考え方を提示している（⑨）。

3 乙案について

(1) 可分債権の権利行使を原則禁止する法的根拠について

乙案については、従前から、預金債権等の可分債権は、相続によって当然に分割承継されるという判例理論（最判昭和29年4月8日民集8巻4号819頁等）を前提としつつ、例外的にその権利行使を制限する制度を設ける前提で議論をしてきたところであるが、前記判例理論については、今後最高裁大法廷において変更される可能性があり、その内容次第では、当部会における見直しの内容も変わる可能性があるため、当然のことながら、この問題を検討するに当たっては最高裁の判断を注視する必要がある。例えば、可分債権であっても、相続の場合には当然に分割承継されるわけではなく、遺産分割が終了するまでの間は準共有の状態となるという考え方が示された場合には、前記①及び②はその点の確認規定に過ぎず、仮払制度がそれに対する例外を設けるものという位置づけに変わることになり、遺産分割が終了するまでの間の法律関係、例えば、可分債権を有する者が死亡した場合の受継の方法や相続債権者による差押えの対象も変わることになるものと考えられる（注）。これに対し、例えば、預金契約上の地位が不可分であることを理由に、預金債権の当然分割を否定する判断が示されたような場合には、遺産分割の対象に含める可分債権の範囲を検討するに当たり、その判断を十分に考慮する必要が生ずることになる。

（注）可分債権を有する者が死亡した場合でも、遺産分割が終了するまでの間は、その訴訟提起が保存行為に該当しない限り、相続人全員で受継する必要があることとなるものと考えられる。また、相続債権者による差押えの対象も、遺産分割が終了するまでの間は、当該可分債権の共有持分ということになるものと考えられる。

(2) 例外的に預金債権の行使を認める制度（仮払制度）について

ア 裁判所の判断を経ずに預金の払戻しを認める場合について

乙案を採用することとした場合には、遺産分割前は可分債権の個別の権利行使が原則として禁止されることになるため、相続人が被相続人の未払

の医療費や税金を支払う必要がある場合や、遺産の中から相続人の当面の生活費を支出する必要がある場合等に対応するために、例外的に可分債権（特に預金債権）の一部行使を認める制度を設けるべきであるとの指摘が従前からされている。また、この点については、預金債権を個別に行使する場合に必ず裁判所の判断を経なければならないこととすると、迅速な払戻しが困難となり、相続人に大きな負担を強いることになり相当でないとの指摘もされている。

そこで、一定の場合には、裁判所の判断を経ることなく、預金の払戻しを受けることができるようにする必要があると考えられるが、その要件をどのように設定するかが問題となる。

まず、⑦払戻しを受ける目的に応じて払戻しを認める金額を定めること（例えば、未払の医療費や税金を支払う必要があることや、相続人の生活のために必要があることを要件として、それぞれの場合に払戻しを認める金額やその計算方法を定めること）も考えられるが、いかなる目的の場合に払戻しを認め、その金額をどのように定めるかについて一義的に明確な基準を定立することは困難であると考えられる。そうすると、金融機関としても、当該払戻し請求が正当なものであるか否かについて慎重に審査せざるを得ないこととなり、結局、相続人が迅速に必要な払戻しを受けることが困難になるおそれがあると考えられる。

そこで、④払戻しを受ける目的を問わずに、一定の金額については当然に払戻しを認めることとすることが考えられる。その場合には、「一定の金額」をどのように定めるかが問題となるが、例えば、相続開始時点における口座残高（ただし、一口座あたりの上限（例えば100万円）を設ける。）に、払戻しを求める相続人の法定相続分（あるいはその一定割合）を乗じた額以下であれば、当然に払戻しを認めることが考えられる。

このような要件であれば、⑦と比較して払戻しを認める要件が明確であり、相続人も迅速な払戻しを受けることができることになるものと考えられる。

これらの点について、どのように考えるか。

イ 裁判所の判断を経た上で預金の払戻しを認める場合について

前記アの規律のみによっては、例えば、相続人の一人が被相続人から扶養を受けており、遺産分割が終了するまでの間生計を維持することができない場合等に対処することは困難であると考えられる。この点に関し、現行法上は、審判前の保全処分として、申立人が当該遺産を取得する蓋然性があり、申立人が当該遺産を緊急に取得する必要がある場合には、遺産

の仮分割を行うことが可能とされているが、この特則として、預金債権の仮分割には本案係属要件を不要とすることも考えられる（前記2参照）。

また、現行法上、家庭裁判所は、審判前の保全処分として、財産の管理のため必要があるときは、財産管理者を選任することができ（家事事件手続法第200条第1項）、財産管理者に一定の処分権限を付与することができることとされている（同法第28条、第103条）。そこで、この財産管理者制度について特則を設けることとし、家庭裁判所が遺産に属する預金を管理する権限を有する者（預金管理者）を選任した場合には、預金管理者は、家庭裁判所の許可を得ることなく、預金の払戻しを受け、これを預金管理者名義の口座において管理し、相続債務の弁済や相続人の生計維持等のためにこれを支出することができることとすることも考えられる。

これらの点について、どのように考えるか。

3 一部分割の要件及び残余の遺産分割における規律の明確化等

(1) 一部分割の要件及び残余の遺産分割における規律の明確化

- ① 家庭裁判所は、遺産の範囲について相続人間で争いがあり、その確定を待っていてはその余の財産の分割が著しく遅延するおそれがあるなど、遺産の一部について先に分割をする必要がある場合において、相当と認めるときは、遺産の一部についてのみ、分割の審判をすることができるものとする。
- ② 一部分割の審判をしたときは、残余の遺産の分割（以下「残部分割」という。）においては、民法第903条及び第904条の規定（特別受益に関する規定）を適用しないものとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでないものとする。
 - ㊦ 一部分割において、相続人の中に民法第903条第1項の相続分（具体的相続分）に相当する額を取得することができなかつた者がいる場合
- ① 一部分割の審判の中で、特別受益に該当する特定の遺贈又は贈与を考慮することができなかつた場合（注）
- ③ ②本文の規律は、相続人間の協議により一部分割がされた場合にも適用するものとする。ただし、当該協議において相続人が別段の意思を表示したときはこの限りでないものとする。
- ④ 一部分割の審判をしたときは、残部分割においては、民法第904条の2の規定は適用しないものとする。ただし、相続人中に、残部分割の対象とされた遺産の維持又は増加について特別の寄与をした者がある場合において、一部分割の審判の中で、その寄与を考慮することができなかつたと

きは、この限りでないものとする。

- ⑤ ④の規律は、相続人間の協議により一部分割がされた場合にも適用するものとする。ただし、当該協議において相続人が別段の意思を表示したときはこの限りでないものとする。

(注) この場合には、残部分割において、当該遺贈又は贈与のみを特別受益として考慮することができることを想定している。

(2) 遺産分割の対象財産に争いのある可分債権が含まれる場合の特則

- 家庭裁判所は、相続人間で可分債権の有無及び額について争いがある場合であっても、相当と認めるときは、遺産分割の審判において、その可分債権を法定相続分に従って各相続人に取得させる旨を定めることができるものとする。

(補足説明)

- (1)及び(2)の審判の法的性質等について

前回会議では、本部会資料3(1)及び(2)記載の各審判の法的性質や不服申立ての方法をどのように考えるべきか整理する必要があるとの指摘がされた。

まず、(1)の審判は、一部分割の対象となる遺産については通常の遺産分割と同様に分割することとしつつ、残余の遺産については当該遺産分割の対象から除外することを内容とする審判とすることを想定している。残余の遺産に関する取扱いは、現行の分割禁止の審判に類似するものであるが、分割禁止の審判がされると、その禁止期間中、相続人はその対象財産を分割することができなくなるが、遺産該当性について争いがある場合でも、相続人間の協議でその分割方法を定めることを禁止するまでの必要はない場合も多いと考えられる。これらの点を考慮し、(1)の審判は、遺産該当性について争いがある財産を遺産分割の対象から除外するという効果のみを生じさせるもので、分割禁止の効力までは生じさせないことを想定している。その意味では、遺産該当性について争いがある財産については、遺産分割の審判をするのに熟した状態になっていないとして、その部分を却下するという性質のものとも見ることも可能であると考えられる。

これに対し、(2)の審判は、争いがある可分債権についても法定相続分に従って各相続人に取得させることを認めることによって、全ての遺産についての分割を終えることを想定している。

以上のとおり、(1)及び(2)の審判は、いずれも遺産分割の申立てに対する全部審判であり、一部分割をすること又は争いのある可分債権を法定相続分で分割することの相当性に関する不服申立ては即時抗告によって行うことを想定して

いる。そのため、その点について不服申立てがされると、当該事件の全部が抗告審に移審することになる。

このような考え方に対し、遺産の一部を遺産分割の対象から除外し、又は争いのある可分債権を法定相続分で分割することについては、分割禁止の審判と同様、独立の審判であり、その判断のみを対象として不服申立てをすることができるとすることも考えられるが、前記のような考え方に立った場合に、これらの事項のみを早期に確定させる必要性がどれだけあるかについては疑問もあるように思われる。

これらの点について、どのように考えるか。

(注) 審判の主文についてはなお検討を要するが、いずれも、遺産目録において、審判の対象から除外する財産又は争いがある可分債権についてその特定をした上で、(1)については、通常の遺産分割と同様の主文の後に、「遺産目録〇の不動産については、分割しない。」との主文を置くことが、(2)については、「遺産目録〇の債権は、Aがその2分の1を、B及びCがそれぞれその4分の1を取得する。」との主文を置くことが考えられる。

第3 遺言制度に関する見直し

1 自筆証書遺言の方式緩和

(1) 自書を要求する範囲について

- ① 自筆証書遺言においても、遺贈等の対象となる財産の特定に関する事項(注1)については、自書でなくてもよいものとする(注2)。
- ② ①に基づき財産の特定に関する事項を自書以外の方法により記載したときは、遺言者は、その事項が記載された全ての頁に署名し、これに押印(注3)をしなければならないものとする。

(注1)「財産の特定に関する事項」としては、

④ 不動産の表示(土地であれば所在、地番、地目及び地積/建物であれば所在、家屋番号、種類、構造及び床面積)

⑤ 預貯金の表示(銀行名、口座の種類、口座番号及び口座名義人等)等を想定している。

(注2)ただし、加除訂正をする場合には、当該加除訂正部分等の自書を要求する点を含め、通常の加除訂正の方式によるものとする。

(注3)これに加え、②に基づき押印をする際には、全て同一の印を押捺しなければならないものとすることも考えられる。

(2) 加除訂正の方式について(注)

変更箇所「署名及び押印」が必要とされている点を改め、署名のみで足

りるものとする。

(注) (1)及び(2)の方策は両立し得るものであるが、偽造又は変造のリスクを考慮し、(1)の方策を講ずる場合には(2)につき現行法の規律を維持するものとするとも考えられる。

(補足説明)

1 部会資料11からの変更点

(1) 自書を要求する範囲について

前回会議における議論を踏まえ、(注3)として、本方策を講ずる場合には、これに加えて、遺言書に押印する際には全て同一の印を押捺しなければならないものとするとも考えられる旨を付記している。このほか、前回会議における指摘を踏まえ、表現ぶりを一部修正した。

(2) 加除訂正の方式について

部会資料11では、変更箇所の「署名及び押印」を「署名又は押印」に緩和する方策を提案した。もっとも、前回会議においては、署名は遺言者本人によるものか否かがある程度判別可能であるのに対し、押印は遺言者以外の者によっても十分押捺可能であるため、署名を外して押印のみで足りることについては特に慎重を期すべきである旨の指摘がされた。本部会資料では、このような指摘を踏まえ、「署名及び押印」を「署名のみ」で足りる(＝押印はしなくてもよい)ものとする内容に修正した。

また、(注4)として、仮に(1)の方策を講ずるのであれば、加除訂正の方式は現行法の厳格な方式を維持することも考えられる旨を付記することとした。

2 遺言事項及び遺言の効力等に関する見直し

(1) 権利の承継に関する規律

① 相続人が遺言(相続分の指定、遺贈、遺産分割方法の指定)によって相続財産に属する権利を取得した場合であっても、その相続人は、その法定相続分に相当する割合を超える部分については、登記、登録その他の第三者に対抗することができる要件を備えなければ、第三者に対抗することができないものとする。

② ①の相続財産に属する権利が債権である場合には、債務者その他の第三者に対する対抗要件は、次に掲げる場合に具備されるものとする。

ア 債務者に相続人の範囲を明らかにする書面を示して、相続人全員が債務者に通知をした場合

イ 遺言執行者が遺言の内容を明らかにする書面を示して債務者に通知を

した場合

ウ 債務者が①の相続人に対して承諾をした場合

③ ②の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。

(2) 義務の承継に関する規律

① 被相続人が相続開始時に負担していた債務の中に可分債務が含まれる場合には、各相続人は、その法定相続分に応じて相続債務を承継するものとする。

② ①の場合において、相続分の指定又は包括遺贈によって各相続人の承継割合が定められたときは、各相続人の負担部分は、その承継割合によるものとする。

③ ①にかかわらず、債権者が相続分の指定又は包括遺贈によって定められた割合に応じて相続債務を承継することを承諾したときは、各相続人は、その割合によって相続債務を承継するものとする。

④ 債権者が相続人の一人に対して③の承諾をしたときは、すべての相続人に対してその効力を生ずるものとする。

(補足説明)

部会資料 1 1 からの実質的な変更点はない（前回会議における指摘を踏まえ、表現ぶりを一部修正した）。

(3) 遺贈の担保責任

① 遺言者が相続財産に属する物又は権利を遺贈の目的とした場合には、遺贈義務者は、相続が開始した時（その後に遺贈の目的である物又は権利を特定すべき場合にあつては、その特定の時）の状態で、その物若しくは権利を引き渡し、又は移転する義務を負うものとする。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従うものとする。

② 民法第 998 条を削除するものとする。

(補足説明)

部会資料 1 1 からの実質的な変更点はない（前回会議における指摘を踏まえ、表現ぶりを一部修正した）。

3 自筆証書遺言の保管制度の創設

① 自筆証書遺言（以下「遺言書」という。）を作成した者が一定の公的機関（注

1)に遺言書の原本の保管(注2)を委ねることができる制度を創設するものとする。

- ② ①の保管の申出は、遺言者本人に限り、することができるものとする。
- ③ 相続人、受遺者及び遺言執行者は、相続開始後に、①に基づく保管の有無を確認することができるものとする(注3)。
- ④ 相続人、受遺者及び遺言執行者は、相続開始後に、①に基づき保管されている遺言書の原本を閲覧し、又は正本の交付を受けることができるものとする(注4)。
- ⑤ ①に基づき保管された遺言書については、検認を要しないものとする。
- ⑥ ①の公的機関は、相続人等から④に基づく申出がされた場合には、申出人以外の相続人及び受遺者等に対し、遺言書を保管している旨を通知しなければならないものとする(注5)。

(注1) 保管を行う公的機関としては、国民の利便性を考慮して全国に所在する機関を想定しているが、この点については、なお検討する。

(注2) 原本を保管する際、災害等による滅失のおそれを考慮し、遺言書の内容を画像データにしたものを別個に保管することを想定している。このため、公的機関で保管をするに当たっては、仮に遺言書が封緘されていた場合であっても、遺言者本人の了解を得てこれを開封した上、画像データを作成することを想定している。なお、遺言書の保管をする際には、遺言者に遺言書の謄本を交付することが考えられる。

(注3) 相続人が①に基づく保管の有無の確認をするときは、戸籍謄本等の提出を受けて、相続人であることを証明させることを想定している。

(注4) 遺言書の原本は相続人等に交付せず、相続開始後も①の公的機関で一定期間保管することを想定している。

(注5) ④に基づく申出の際に、申出人から遺言者及び相続人全員の戸籍謄本等の提出を受け(現行の検認手続の運用と同様)、これにより相続人の住所及び氏名を把握する一方、受遺者等については遺言書の記載から把握することを想定している。

(補足説明)

1 部会資料11からの変更点

(1) 保管の対象等について(前記①)

前回会議における指摘を踏まえ、本方策は遺言書の原本を保管するものであることを明確にした上で、災害等による滅失のおそれに備え、原本の画像データを別途保管する旨を注記した。

(2) 遺言書の保管の有無の確認について(前記③)

遺言書の保管の有無について確認をすることができる者を相続人だけでな

く、受遺者及び遺言執行者にも広げた。

また、相続人が保管の有無を確認する際の本人確認の方法について注記した。

(3) 遺言書の原本の閲覧等について（前記④）

前回会議において、相続人に遺言書の原本の閲覧だけでなく、謄写をも認めるべきであるとの指摘がされたことを踏まえ、本部会資料では、相続人が相続開始後に当該公的機関で遺言書の正本の交付を受けることができることを明確にした（注1，2）。併せて、受遺者及び遺言執行者についても遺言書原本の閲覧等を行うことができることとした（前記④）。

また、前回会議では、相続開始後に遺言書の原本を相続人等に交付するかどうかについても検討が必要であるとの指摘がされた。この点については、特に相続人が複数いる場合において、いずれの相続人に原本を交付するか等の判断基準を明確にすることは困難である上、交付を受けた者が遺言書を隠匿するなどして新たな紛争を生ずるおそれもある。したがって、基本的には遺言書の原本は相続開始後も相続人等に交付せず、引き続き当該公的機関において保管するのが相当と考えられる。そこで、本部会資料においては、この点を注記することとした。

なお、前記④に基づき交付された正本については、相続人等が円滑に相続登記を行えるようにするため、例えば、これを不動産登記法上の登記原因証明情報とすることが考えられる。

これらの点について、どのように考えるか。

（注1）正本とは、原本の正規の複製証書で、正本である旨の保管機関の認証があるものをいう。なお、正本は、前記①に基づき保管されている画像データを用いて作成することを想定している。

（注2）これとは別に、保管開始後、遺言者本人による遺言書原本の閲覧請求及び正本等の交付請求の手続を設ける必要があると考えられる（公証人法第44条、第47条参照）。

(4) 検認手続の省略等について（前記⑤，⑥）

本部会資料においては、前記④（注4）のとおり、基本的には相続開始後も遺言書の原本を相続人等に交付せず、引き続き当該公的機関において保管することを想定しているところ、その場合には、相続人等が家庭裁判所に遺言書の原本を提出して検認手続を請求することは事実上困難と言わざるを得ない。そこで、本部会資料においては、公的機関に保管された遺言書については検認手続を不要とする旨を記載している（前記⑤）。

もっとも、現行法上、自筆証書遺言の検認の申立てがされた場合には、裁

判所書記官は検認期日を定めて申立人及び相続人に通知しなければならないが、また、遺言書の検認がされたときは、裁判所書記官は、遺言書の検認の期日に立ち会わなかった相続人、受遺者その他の利害関係人（前記通知を受けた者を除く。）にその旨を通知しなければならないとされており（家事事件手続規則第115条）、これにより他の相続人及び受遺者が遺言書の存在を知る機会が事実上与えられている。そこで、本方策を講じた場合にも現行法と同様の機会を確保するため、本部会資料においては、新たに、公的機関が相続人等から遺言書の閲覧等の請求を受けた場合には、他の相続人及び受遺者等に対し、遺言書の保管事実を通知することとしている（前記⑥）。

なお、前回会議においては、検認を不要とすることの是非について賛否が分かれたところである。この点については、（前記④（注4）とは異なる規律の在り方として、）相続人等に遺言書原本を交付することを認めることとした場合には、現行法と同様に検認を要求することも可能であると考えられる。

これらの点について、どのように考えるか。

2 前回会議におけるその他の指摘について

(1) 保管業務を行う公的機関について

遺言の保管業務を行う公的機関は、新たに構築される制度に基づく業務を担うことが可能な人的物的体制を有するものである必要があり、また、利便性の観点から、全国に存在する機関（例えば、法務局、公証役場、市区町村等）が望ましいと考えられるが、この点については、国民の意見を広く聴取しながら、さらに検討する必要がある。

なお、前回会議においては、例えば市区町村において前記業務を行うとした場合には、情報漏洩のリスクがあるほか、保管開始後に転居した場合の対応が難しくなるおそれもあるとの指摘がされたところである。したがって、保管業務を行う公的機関については、遺言の保管に関するデータを安全に管理しつつ、遺言保管の有無の確認、正本や謄本の請求等について全国的に対応することの必要性をも考慮しながら検討する必要があると考えられる。

4 遺言執行者の権限の明確化等

(1) 遺言執行者の一般的な権限等

- ① 遺言執行者は、遺言の内容を実現することを職務とし、遺言の執行の妨害の排除その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権限を有するものとする。
- ② 遺言執行者の行為の効果は相続人に帰属するものとする（注）。
- ③ 遺言執行者が就職を承諾し、又は家庭裁判所に選任されたときは、その

遺言執行者は、遅滞なくその旨及び遺言の内容を相続人に通知しなければならないものとする。

(注) 現行の民法第1015条は削除するものとする。

(2) 民法第1013条の見直し

ア 甲案

民法第1013条を削除するものとする(注)。

イ 乙案

遺言執行者がある場合には、相続人がした相続財産の処分その他遺言の執行を妨げる行為は、無効とするものとする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができないものとする。

(注) 甲案によれば、遺言による権利変動については、遺言執行者がある場合であるかどうかにかかわらず、前記2(1)①の規律が適用されることになる。

(3) 個別の類型における権限の内容

ア 特定遺贈がされた場合

- ① 特定遺贈がされた場合において、遺言執行者があるときは、遺言執行者が遺贈義務者となるものとする。
- ② ①の規律は、遺言において別段の定めがされている場合には適用しないものとする。

イ 遺産分割方法の指定がされた場合

- ① 遺言者が遺産分割方法の指定により遺産に属する特定の財産(動産、不動産、債権等)を特定の相続人に取得させる旨の遺言をした場合において、遺言執行者があるときは、遺言執行者は、その相続人(以下「受益相続人」という)が対抗要件(注1)を備えるために必要な行為をする権限を有するものとする。
- ② ①の財産が特定物である場合においても、遺言執行者は、受益相続人に対してその特定物を引き渡す権限を有しないものとする。ただし、その特定物の引渡しが対抗要件となる場合は、この限りでないものとする。
- ③ ①の財産が預貯金債権(注2)である場合には、遺言執行者は、その預貯金債権を行使することができるものとする。
- ④ ①から③までの規律は、遺言において別段の定めがされている場合には適用しないものとする。

(注1) 特定の財産が債権である場合には、債務者対抗要件を含む。

(注2) ③により遺言執行者に権利行使を認める債権の範囲については、なお検討する。

(4) 遺言執行者の復任権・選任・解任等

- ① 遺言執行者は、自己の責任で第三者にその任務を行わせることができるものとする。この場合において、やむを得ない事由があるときは、相続人に対してその選任及び監督についての責任のみを負うものとする。
 - ② 遺言執行者は、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その任務の全部又は一部を辞することかできるものとする。
 - ③ 遺言執行者がその任務を怠ったときその他正当な事由があるときは、家庭裁判所は、受遺者又は相続人の申立てにより、遺言執行者を解任することができるものとする。
 - ④ 遺言者が選任した遺言執行者が相当の期間内にその任務に属する特定の行為をしない場合において、相当と認めるときは、家庭裁判所は、受遺者又は相続人の申立てにより、当該行為について遺言執行者の権限を喪失させることができるものとする。
 - ⑤ 家庭裁判所は、①から④までの場合において必要があると認めるときは、受遺者又は相続人の申立てにより（注）、新たに遺言執行者を選任し（②及び③の場合）、又は当該行為について権限を有する代理人を選任することができるものとする（④の場合）。
- （注）②の辞任によって新たに遺言執行者を選任する必要がある場合については、従前の遺言執行者にも申立権を認めることが考えられる。

（補足説明）

1 遺言執行者の一般的な権限及び義務等について

前回会議における指摘等を踏まえ、表現ぶりを一部変更したほか、遺言執行者の一般的な権限の例示を変更した。

なお、前回会議において、遺言執行者の義務に関し、信託法における受託者と同様、忠実義務を定めることが考えられるのではないかとの指摘がされたところであり、これを踏まえてこの点を明文化することも考えられる。

もっとも、本部会資料では、遺言執行者は本来的には遺言者の代理人であり、遺言者の意思に忠実に職務を遂行する義務を負うと考えられるが、通常は遺言の中で遺言執行者がすべき行為の内容が具体的に定められており、その権限の行使について遺言執行者に裁量の余地がない場合が多いこと等を考慮し、遺言執行者の一般的な義務として、善管注意義務に加えて忠実義務まで定めることはしていない。

2 預貯金債権について遺産分割方法の指定がされた場合の権限について

部会資料 1 1 では、預貯金債権については遺言執行者にその行使権限を認め

ることとした上で、〔 〕の中で、相続人が遺言執行者となる場合を除外する考え方を提示していたが、前回会議では、現実に相続人を遺言執行者とする例が相当多く、現行の銀行実務でも、その場合を含め預金債権の払戻しに応じているとの指摘がされたことに加え、遺言執行者は遺言者の代理人であり、民法第108条ただし書においても、本人があらかじめ許諾すれば自己契約等の利益相反的な代理行為も可能とされており、遺言執行者が相続人以外の第三者である場合に限り、預金の払戻権限を認めることとする定めは遺言者の意思にも反するおそれがあること、利益相反的な関係にある相続人が遺言執行者となった場合に相続財産が不適切に処理されるおそれがあることは否定できないものの、そのようなリスクは預貯金債権に限られるものではないこと等を考慮して、これを削除することとした。

また、前回会議では、遺言執行者に原則的に権利行使の権限を認めるべきものは預貯金債権に限られず、投資信託等の金融商品に基づく債権についても同様の取扱いをすべきであるとの指摘もされたが、これらの債権を具体的に列挙するのは法制上難しい面があるように思われる。この点については、これらの債権について権利行使を認める必要性が高い理由をどのように説明するかにもよるものと考えられるが、例えば、「遺産に属する債権について遺産分割方法の指定がされた場合において、その債権が継続的に取引を行うことを内容とする契約に基づいて生じたものであって、遺言者がその契約を解約することができ、又は遺言者の死亡がその契約の解約事由となっているときは、遺言執行者は、その解約に関する手続をする権限を有する。」といった規定を設け、「解約に関する手続」の一環として、預金等の払戻しを受けることができることとする等が考えられるように思われる。

この点について、どのように考えるか。

- 3 遺言執行者の復任権・選任・解任等について
部会資料11からの実質的な変更点はない。

第4 遺留分制度に関する見直し

1 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し

以下のとおり、遺留分減殺請求によって当然に物権的効果が生ずるとされている現行の規律を改め、遺留分減殺請求によって原則として金銭債権が発生するものとしつつ、受遺者又は受贈者において、遺贈又は贈与の目的財産による返還を求めることができる制度を設けるものとする。

- (1) 甲案（受遺者等が金銭債務の全部又は一部の支払に代えて現物での返還を求めた場合でも、現に現物を返還するまでの間は、金銭債務の弁済を認める

考え方)

- ① 遺留分を侵害された者は、受遺者又は受贈者に対し、遺留分減殺請求をすることにより、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を求めることができるものとする。この場合には、減殺の請求を受けた受遺者又は受贈者は、その請求の時から3箇月を経過するまでの間は、遅滞の責任を負わないものとする。
 - ② ①の請求を受けた受遺者又は受贈者は、その請求者に対し、その請求の時から3箇月を経過するまでは、①の金銭債務の全部又は一部の支払に代えて、遺贈又は贈与の目的財産を返還する旨を主張することができ、その内容を当事者間の協議によって定めることを求めることができるものとする。この場合には、受遺者又は受贈者は、①の請求をした者が裁判上の請求をするまでの間は、遅滞の責任を負わないものとする。
 - ③ ②の協議が調わない場合には、受遺者若しくは受贈者は、①の支払を求める訴訟において、①の金銭債務の全部又は一部の支払に代えて返還すべき遺贈又は贈与の目的財産を定めることを求めることができるものとする。
 - ④ ③の場合には、裁判所は、遺贈又は贈与がされた時期のほか、遺贈又は贈与の対象となった財産の種類及び性質、遺留分権利者及び受遺者又は受贈者の生活の状況その他一切の事情を考慮して、①の金銭債務の全部又は一部の支払に代えて返還すべき遺贈又は贈与の目的財産を定めるものとする。
 - ⑤ ②の協議が調い、又は④の裁判が確定した場合には、受遺者又は受贈者は、①の請求をした者に対し、その目的物を返還することによって①の金銭債務の全部又は一部の支払義務を免れることができるものとする。
- (2) 乙案（受遺者等が金銭債務の全部又は一部の支払に代えて現物での返還を求めた場合には、裁判所が返還すべき財産の内容を定めるとする考え方）
- ① 甲案①に同じ。
 - ② ①の請求を受けた受遺者又は受贈者は、その請求者に対し、その請求の時から3箇月を経過するまでは、①の金銭債務の全部又は一部の支払に代えて、遺贈又は贈与の目的財産を返還する旨を主張することができ、その内容を当事者間の協議によって定めることを求めることができるものとする。この場合には、受遺者又は受贈者は、この協議が調い、又は後記④の裁判が確定するまでの間は、遅滞の責任を負わないものとする。
 - ③ ②の協議が調わない場合には、受遺者若しくは受贈者は、裁判所に対し、①の金銭債務の全部又は一部の支払に代えて返還すべき遺贈又は贈与の目

的財産を定めることを求めることができるものとする（注）。

- ④ 甲案④に同じ。
- ⑤ ②の協議が調い、又は④の裁判が確定した場合には、①の請求をした者に返還すべき遺贈又は贈与の目的財産の価額の限度で、①の金銭債務は消滅するものとする。

（注）受遺者又は受贈者は、遺留分権利者が提起した訴訟において、③の主張をすることができるほか、受遺者又は受贈者の側から遺留分権利者に返還すべき財産の確定を求める訴訟を提起することができるものとする。

(3) 丙案（受遺者等が現物での返還を求めた場合には、現行法と同様の規律で現物返還の内容が定まるとする考え方）

- ① 甲案①に同じ。
- ② 受遺者又は受贈者は、①の請求者に対し、民法第1033条から第1035条までの規定に従って滅殺される遺贈又は贈与の目的財産を返還することによって①の金銭債務の支払義務を免れることができるものとする。

（補足説明）

1 甲案における代物弁済の主張の法的性質及びその問題点

前回会議では、受遺者又は受贈者から代物弁済の主張がされた場合に、どのような訴訟形態となるのか明確にする必要があるとの指摘がされた。

この点については、代物弁済の主張は金銭請求に対する抗弁という位置付けを想定しているが、代物弁済の具体的内容は裁判所の裁量により定めることを想定しており、これによれば、抗弁については非訟的な審理を行うこととなる。このような訴訟形態は他に例を見ない特殊なものであるため、法制上の問題点も含めて今後さらに慎重に検討する必要がある。

なお、委員から提案があったように、受遺者又は受贈者が代物弁済の主張をしたい場合には、代償物確定訴訟（形式的形成訴訟）を提起することができることも考えられる。この点については、現行法上も、一定の要件の下で、受遺者等の側から価額弁償額確認訴訟を提起することが認められており（最判平成21年12月18日民集63巻10号2900頁）、これと平行に考えることができるように思われる。その場合に、金銭債務は実際に代物弁済がされるまでの間又は裁判が確定するまでの間は消滅しないという規律を採用すると、金銭請求も代償物確定請求も認容され、その調整は執行段階（請求異議）で行うことになると考えられる。

また、現実に代物弁済がされるまでの間は金銭債務が消滅しないという規律を採用すると、前回会議で指摘がされたとおり、代物弁済がされるまでの

間、金銭債務に係る遅延損害金が累積することになるため、遅延損害金を含む金銭債務の全部に代えて現物の返還を認めることは理論上困難であると考えられる（遺留分減殺請求がされた時から3か月が経過するまでの間に代物弁済がされた場合を除く。）。したがって、甲案を採用する場合には、受遺者又は受贈者は、代物弁済をする際に、少なくとも遅延損害金に相当する部分については金銭での支払をする必要が生ずることになると考えられる。

他方、甲案では、受遺者又は受贈者が代物弁済の主張をした場合でも、金銭による弁済が可能であるため、受遺者又は受贈者が遅延損害金の発生を免れるという濫用目的で代物弁済の主張をするのを防止するために、返還すべき現物の内容が確定するまでの間も金銭債務につき遅延損害金が生ずることとしている。

しかしながら、受遺者又は受贈者が訴訟において現物での返還を希望する旨の主張をし、裁判所がこれに応じてその内容を定めた場合においても、その後金銭での弁済を可能とし、裁判所の判断を意味のないものにするのを認めることは、訴訟経済等の観点から問題がないとはいえないようにも思われる。そこで、受遺者又は受贈者が現物での返還を希望し、その内容が確定した場合には、それによって受遺者又は受贈者が返還すべき財産はそれに確定し、現物返還に代えて金銭による返還をすることは当然には認められないとすることも考えられる（金銭による返還をする場合には、代物弁済の要件を満たす必要があることになる。）。乙案は、このような考え方に基づくものであり、これによれば、例えば、受遺者又は受贈者が現物返還の抗弁を主張した結果、遺留分侵害額に相当する財産を全て現物で返還することとなった場合はもとより、一部金銭、一部現物で返還することとなった場合でも、返還すべき財産の内容が確定するまでの間は金銭債務につき遅延損害金が発生しないという取扱いをすることが可能となり、また、判決の主文も分かりやすいものになると考えられる（注）。

（注）判決の主文について

例えば、遺留分侵害額が1000万円である事案において、裁判所がうち800万円を不動産（持分）の返還によって、残額の200万円を金銭で返還させることとした場合の主文は、以下のようなものになるものと考えられる。

- 1 甲案を採用した場合（最判平成9年2月25日（民集51巻2号448頁）参照）
被告は、原告に対し、①別紙物件目録記載の不動産の○分の○の持分につき遺留分減殺を原因とする所有権移転登記手続をせず、かつ、200万円及び1000万円に対する平成○年○月○日から同不動産に係る同所有権移転登記手続がされるまでの間の年○パーセントの割合による金員を支払わないときは、②1000万円

及びこれに対する平成〇年〇月〇日から支払済みまで年〇パーセントの割合による金員を支払え。

2 乙案を採用した場合

(1) 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の不動産の〇分の〇の持分につき遺留分減殺を原因とする所有権移転登記手続をせよ。

(2) 被告は、原告に対し、200万円及びこれに対するこの判決確定の日の翌日から支払済みまで年〇パーセントの割合による金員を支払え。

2 乙案における遺留分減殺請求権の法的性質

乙案を採用した場合には、遺留分権利者は、受遺者又は受贈者に対して遺留分侵害額に相当する価値を有する財産を返還するよう求める権利を有することになり、返還すべき財産の内容は最終的には当事者間の協議又は裁判所の判断によって定まることになる。そのため、遺留分権利者が提起する訴訟は、本来的には形式的形成訴訟になるはずであるが、政策的に、返還すべき財産を原則として金銭としているため、受遺者又は受贈者が現物返還の主張をするまでの間は、裁判所が裁量的判断をする必要がなく、非訟事件としての性質を有しないことになるが、受遺者又は受贈者その旨の主張をした場合には、本来的な性質が顕在化して非訟事件としての性質を帯びることになるものと考えられる。このような訴訟形態も他に例を見ないものであるため、乙案についても、法制上の問題点を含め今後さらに慎重に検討する必要がある。

2 遺留分の算定方法の見直し

(1) 甲案（相続人に対する請求と第三者に対する請求とを分ける考え方）

ア 相続人に対する請求（最低限相続分）

① 相続人（兄弟姉妹を除く。）は、最低限相続分として、以下の計算式によって算出された額（㊦の額）を受けものとする。

（計算式）

㊦ 最低限相続分算定の基礎となる財産の額

＝（被相続人が相続開始時に有していた財産の価額）（注1）

＋（特別受益の価額）

－（相続債務の額）

① 最低限相続分の額

＝ ㊦の額 ×（個別的遺留分の割合）

② 各相続人は、最低限相続分を侵害されたときは、他の相続人（相続の放棄をした者を含み、相続の放棄によって相続人となった者を含まない）

以下同じ。)に対し、以下の計算式によって算出された額(最低限相続分侵害額)に相当する財産の分与を請求することができるものとする。

(計算式)

最低限相続分侵害額

= ①の額

- (当該相続人が被相続人から遺贈又は贈与を受けた財産の額)
- (民法第903条の規定によって算定した相続分の額) (注2)
- + (当該相続人が負担する相続債務の額)

③ 他の相続人は、最低限相続分を侵害された相続人に対し、自らの最低限相続分の超過額の割合に応じて、②の最低限相続分侵害額について責任を負うものとする(注3)。

④ ②及び③による財産の分与について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が分与の方法を定めるものとする。

(注1) 第三者に対する遺贈の目的財産の価額を除く。

(注2) いわゆる具体的相続分とほぼ同義であるが、ここでは寄与分による修正は考慮しない(持戻し免除の意思表示は考慮する。)。なお、相続人間でこれとは異なる内容の遺産分割協議又は調停等が成立した場合であっても、遺留分侵害額の算定には影響しない。

(注3) 現行の遺留分制度とは異なり、最低限相続分侵害額の負担割合を定めるに当たり、贈与を受けた時期は考慮しないことになる(民法第1035条参照)。

イ 第三者に対する請求(遺留分)

① 遺留分権利者は、遺留分が侵害されたときは、相続人以外の第三者に対し、以下の計算式によって算出された額(遺留分侵害額)を請求することができるものとする。

(計算式)

㊦ 遺留分算定の基礎となる財産の額

- = (被相続人が相続開始時に有していた財産の価額)
- + (相続開始前1年間にされた贈与の目的財産の価額) (注1)
- (相続債務の額)

① 個別的遺留分額

= ㊦の額 × (個別的遺留分の割合)

㊧ 遺留分侵害額

= ①の額

- (当該遺留分権利者が被相続人から遺贈又は贈与を受けた財産の

額)

- － (民法第903条の規定によって算定した相続分の額) (注2)
- － (ア②の最低限相続分侵害額)
- ＋ (当該遺留分権利者が負担する相続債務の額)

(注1) 民法1030条後段が適用される場合を含むものとするかどうかについては、なお検討する。

(注2) ア③によって請求を受けた者については請求を受けた額を控除する必要がある。

② 相続人以外の第三者は、遺留分権利者に対し、民法第1033条から第1035条までと同様の規律に従い、①の遺留分侵害額について責任を負うものとする。

(2) 乙案(現行法の規律をベースに遺贈又は贈与が相続人に対してされた場合等について、遺留分の算定方法の特則を設ける考え方。なお、アからウまでの規律は、それぞれ独立に採用することが可能である。)

ア 遺留分算定の基礎となる財産に含めるべき相続人に対する生前贈与の範囲

民法第1030条の規定にかかわらず、相続人に対する贈与は、相続開始前の一定期間(例えば5年間)(注)にされたものについて、遺留分算定の基礎となる財産の価額に算入するものとする。

(注) この期間をより短い期間(例えば1年間)にした上で、遺産分割の手續等において、一定の要件の下で、多額の特別受益がある相続人に超過特別受益の一部を現実に返還させることができるようにすることも考えられる。

イ 遺留分減殺の対象に関する規律

相続人に対して遺贈又は贈与がされた場合には、その目的財産のうち当該相続人の法定相続分を超える部分(法定相続分超過部分)を減殺の対象とするものとする。ただし、これによってその者の遺留分を侵害することができないものとする。

ウ 遺産分割の対象となる財産がある場合に関する規律

(7) A案(部会資料11における乙案の③)

遺産分割の対象となる財産がある場合には、以下のとおり、総体的遺留分の算定において、その財産の額を控除するものとする(注1, 2)。

(計算式)

㊦ 遺留分算定の基礎となる財産

＝ (被相続人が相続開始時に有していた財産の価額)

＋ (相続人以外の第三者に対する贈与のうち民法第1030条に規

定するものの価額)

+ (相続人に対する贈与のうちアの期間内にされたものの価額)

- (相続債務の額)

① 総体的遺留分 (注3)

= (遺留分算定の基礎となる財産の価額)

× (総体的遺留分率) (注4)

- (遺産分割の対象となる財産の価額)

(注1) 遺留分減殺請求があった場合には、遺産分割手続においては、遺留分権利者の特別受益としてその減殺額を計上し、減殺の相手方とされた者の特別受益を算定する際にはその減殺額を控除する必要がある。

(注2) 遺留分減殺請求の算定においては、後記B-1案と同様の結論となる(B-1案とは、遺産分割における特別受益の額の算定方法が異なる。)

(注3) 各遺留分権利者の個別的遺留分は、この額(総体的遺留分の額)に遺留分権利者の法定相続分を乗ずることによって算定することになる。

(注4) 民法第1028条に規定する割合をいう。

(イ) B案

㊦ B-1案 (法定相続分説)

遺産分割の対象となる財産がある場合には、個別的遺留分侵害額の計算において、法定相続分に応じた遺産額を控除するものとする。

① B-2案 (具体的相続分説)

遺産分割の対象となる財産がある場合には、個別的遺留分侵害額の計算において、具体的相続分(ただし、寄与分による修正は考慮しない。)に応じた遺産額を控除するものとする。

(補足説明)

○ 従前の部会資料からの変更点等

1 甲案について

甲案については、イ(注2)で、遺留分侵害額の計算において、最低限相続分侵害額の請求を受けた者については、民法第903条の規定によって算定した相続分の額から最低限相続分において請求を受けた額を控除する必要がある旨記載している。

これは、例えば、被相続人が第三者に多額の遺贈又は贈与をし、さらに相続人のうち1人だけに少額の遺贈又は贈与をしたという事案では、遺贈又は贈与を受けた相続人は、第三者に対しては遺留分減殺請求をすることができる一方で、他の相続人からは最低限相続分の請求を受けるという事

態が生ずるが、そのような事案では、このような調整規定を置かないと、遺贈等を受けていた相続人の方が遺贈等を受けていない相続人よりも最終的な取得額が少ないという逆転現象が生じ得ることを考慮したものである。

もっとも、このような調整は、最低限相続分の処理が確定した場合に可能となるが、最低限相続分の手続と遺留分の手続は別個独立に行うことを想定しており、必ずしも最低限相続分の手続が先に終わることが担保されているものではないこと、また、かかる調整があり得るとすると、少なくとも、最低限相続分の請求をするかどうかは確定するまでの間は遺留分の手続を終結することができなくなることが予想される。

これまでの部会において、甲案については計算が複雑であり分かりにくいという指摘がされていたところであるが、前記のような調整規定を置く場合には、さらに計算が複雑となること等を考慮すると、中間試案の段階で甲案を維持すべきかどうかについても疑問が残るところである。

これらの点について、どのように考えるべきか。

なお、甲案(1)④では、最低限相続分に係る財産の分与については、分与の方法も含めて家庭裁判所の裁量に委ねているが、前回会議において、第4の1の規律(原則金銭請求化)を適用すべきではないかとの指摘もあったところである。この点については、甲案を維持する場合には更に検討することとしたい。また、遺留分算定の基礎となる財産に関する民法第1030条後段の規定については、これを維持すべきであるとの指摘があることを踏まえ、イ(注1)において今後の検討課題であることを注記している。

2 乙案について

乙案については、前回会議において、乙案の各提案が独立のものであり、それぞれ現行法とどのように異なるのか明示すべきであるとの指摘がされたことを踏まえ、それぞれの項目に見出しを付けたほか、後記の趣旨で一定の修正をした。

(1) 遺留分算定の基礎となる財産に含めるべき相続人に対する生前贈与の範囲(前記ア)について

前記アは、遺留分算定の基礎となる財産の範囲に関する規律であり、これに相続人に対する生前贈与をどこまで含めるべきかを問題とするものである。この点について、現行法の下では、判例(最判平成10年3月24日民集52巻2号433頁)によって規律が補充され、民法第1030条の規定にかかわらず、相続人に対する贈与は、原則としてすべて遺留分算定の基礎となる財産の価額に算入するものとして扱われてい

るが、これを相続開始前の一定期間（例えば5年間）に限定するものである。

また、この期間をより短い期間（例えば1年間）に限定した上で、相続人間の不公平を是正する観点から、遺産分割の手續等において、いわゆる超過特別受益の一部を現実に返還させる制度を設けることも考えられる旨を注記した（部会資料8・第2の2Ⅱ参照）。

(2) 遺留分減殺の対象に関する規律について（前記イ）

この点について、現行法の下では、遺留分減殺の対象となる財産については特段の限定はされていないが、前記イは、遺贈又は贈与された目的財産のうち当該相続人の法定相続分を超える部分（法定相続分超過部分）のみを減殺の対象とするものである。すなわち、この規律は、被相続人の処分行為が遺留分権利者の遺留分を侵害する場合であっても、その相手方が相続人であるか、第三者であるかによってその意味合いが異なるとして、その相手方が相続人である場合には、その目的財産のうち法定相続分超過部分のみが遺留分を侵害する処分に当たるとみるものである。

このような考え方に立つと、例えば、3人の子（A、B、C）が相続人であり、被相続人が遺言により「Aの相続分を3分の1、Bの相続分を3分の2とする。」という相続分の指定をしていた事案については、法定相続分どおりの指定を受けたAはCから減殺請求をされることなくことになる（注）。

もっとも、このような考え方に立つと、遺贈等を受けていた相続人の方が遺贈等を受けていない相続人よりも最終的な取得額が少ないという逆転現象が生じ得ること等を考慮し、前記イのただし書において、「その者の遺留分を侵害することはできない」との規律を設けることとしている。

（注）これに対し、判例（最判平成10年2月26日民集52巻1号274頁，平成24年1月26日家月64巻7号100頁）によれば、この場合には、Cは、Aに対する相続分指定のうち24分の1に相当する部分を減殺することができることになり、Aは、結果的に法定相続分よりも少ない相続分（ $24分の7 = 3分の1 - 24分の1$ ）を基準に遺産分割をすることになる。

(3) 遺産分割の対象となる財産がある場合に関する規律について（前記ウ）

遺産分割の対象となる財産がある場合における遺留分侵害額の算定方法については学説上争いがあり、実務上も必ずしも定まった取扱いはされていないようであるため、この機会にこの点に関する争いを立法的に

解決することが考えられる。

ア 基本的な考え方

現行法の下では、遺産分割に関する手続と遺留分減殺請求に関する手続とはそれぞれ別個独立に進行させることができ、一方の手続が終わるまで他方の手続を終わらせることができないという関係にはないが、両手続における取得額を調整する必要があることから、論理的には両手続の先後関係を決める必要があり、それに従って、後行の手続における取得額を算定する際に、先行の手続における取得額を控除することが必要となる（これに対し、先行の手続では、後行の手続における結果を反映させる必要はない。）。

現行法上、遺産分割に関する手続と遺留分減殺請求に関する手続の論理的な先後関係は必ずしも明らかでないが、学説及び実務上は、遺産分割に関する手続が遺留分減殺請求に関する手続に先行することが当然の前提とされており、したがって、遺留分減殺請求に関する手続（後行の手続）において遺留分侵害額の算定をする際に、遺産分割（先行の手続）における取得額を控除する取扱いがされているようである（前記ウのB案はいずれもこのような考え方を前提とするものである。）。

これに対し、前記ウのA案は、総体的遺留分の意義について「遺留分権利者に残すべき財産の総額」であるという理解を前提とし、遺産分割の対象財産がある場合には、その限度では総体的遺留分は侵害されていないものと見て、総体的遺留分の計算過程で遺産分割の対象財産の総額を控除する考え方であり、両手続における論理的な先後関係としては、遺留分減殺請求に関する手続が遺産分割に関する手続に先行するという考え方に立つものである。したがって、この考え方に立つ場合には、遺産分割の手続（後行の手続）において遺留分減殺請求に関する手続（先行の手続）の結果を反映させる必要があることになり、その結果、遺産分割の手続において特別受益の算定をする際に、遺留分権利者については減殺請求によって取得した財産をこれに計上し、減殺請求を受けた者についてはその特別受益額から減殺請求によって効力が否定された部分の価額を控除することが必要となる。

イ 各案の問題点について

(ア) A案

前記のとおり、遺留分減殺請求に関する手続では、比較的計算が容易であるが（遺留分減殺請求に関する手続では、B-1案と同様

の結論になる。), 遺産分割の手續において, 遺留分減殺請求の結果を反映させる必要が生ずるため, 遺産分割における計算が複雑になる。

(イ) B-1案

兩手續における計算は比較的容易であるが, 論理上の先後関係としては, 遺産分割に関する手續を先行させるにもかかわらず, 遺留分減殺請求事件における計算では, 法定相続分を前提として遺産分割における取得額の計算をし, 特別受益の額を考慮に入れないことになるため, 遺産分割における実際の取得額と計算上の取得額との間に大きな差異が生じ得ることになり, 結果的に, 遺贈等を受けていた相続人の方が遺贈等を受けていない相続人よりも最終的な取得額が少ないという逆転現象が生じ得ることになる。

(ウ) B-2案

この考え方に立った場合には, 遺留分減殺請求について判断をする時点で, 既に遺産分割が終了していた場合の算定方法をどのように考えるかが問題となる。この点については, 論理上は遺産分割に関する手續を先行させるという考え方に立つ以上, 遺産分割が既に終了している場合には, 遺留分侵害額の算定をする際に遺産分割における現実の取得額を控除することにするのが自然であるが, そのような考え方に立つと, B-1案ほどではないにせよ, 遺留分侵害額の算定において, 遺産分割が既に終了している場合とそうでない場合とで差異が生ずることになる。

したがって, B-2案に立つ場合には, 遺産分割が既に終了している場合であっても, 遺留分侵害額の算定をする際に, 現実の取得額を控除することはせず, 遺産分割未了の場合と同様の計算方法によること (=遺留分侵害額の算定において遺留分権利者の具体的相続分を控除するが, その際に寄与分による修正は考慮しないこととすること) が考えられるように思われる。

3 遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する見直し

- 遺留分権利者が承継した相続債務について, 受遺者又は受贈者が弁済をし, 又は免責的債務引受をするなど, その債務を消滅させる行為をした場合には, 遺留分権利者の権利は, その消滅した債務額の限度で減縮するものとする。

(補足説明)

部会資料1 1からの実質的な変更点はない。

第5 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

1 甲案（請求権者の範囲を限定する考え方）

- ① 二親等内の親族で相続人でない者は、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をしたときは、相続が開始した後、相続人に対し、金銭の支払を請求することができるものとする。
- ② ①の金銭の額について、①の請求をした者と相続人との間で協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所がこれを定めるものとする。
- ③ ②の場合には、家庭裁判所は、①の請求をした者の寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、①の請求をした者に支払うべき金額を定めるものとする。
- ④ 各相続人は、③の額について、法定相続分に応じてその責任を負うものとする。
- ⑤ ①の請求は、限定承認、財産分離及び相続財産破産の各手続が開始された場合には、することができないものとする。ただし、これらの手続が終了した後、相続財産が残存する場合は、この限りでないものとする。
- ⑥ ①の請求権は、相続開始を知った時から一定期間（例えば6箇月間）行使しないときは、時効によって消滅するものとする。〔相続開始の時から一定期間（例えば1年）を経過したときも、同様とするものとする。〕

2 乙案（貢献の対象となる行為を無償の労務の提供に限定する考え方）

- ① 被相続人に対して無償で労務を提供し、これにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者（相続人を除く。）があるときは、その寄与をした者は、相続が開始した後、相続人に対し、金銭の支払を請求することができるものとする。
- ② その余の規律は、1②から⑥までに同じ。

（補足説明）

○ 前回会議での指摘事項について

前回会議において、甲案⑤の規律に関し、本方策（乙案を含む。）の請求権者と相続人の債権者の優先順位についてどのように考えるべきか検討すべきであるとの指摘がされた。具体的には、本方策は、政策的にその請求権者を遺産分割の当事者に含めない代わりに、相続人に対する金銭請求を認めるものである

が、前記指摘は、相続人の中に無資力者がいる場合に、遺産分割の当事者とする場合に比して、本方策の請求権者が不利な地位に置かれることになる点に疑問を呈するものであった。

このような疑問を解消しようとするれば、本方策の請求権者に、無資力の相続人が遺産分割で取得した財産に対する優先権を認めること（例えば、特別の先取特権を認めることが考えられる。）等が考えられるが、本方策は、現行法の下では一切権利行使が認められていないものについて新たに権利行使を認めるものであり、相続人の寄与分と全く同一の法的地位を付与すべき必然性まではないと考えられることから、これらの規律を設けることはしていない。

（後注）その余の検討課題について〔再掲〕

1 寄与分制度の見直しについて

部会資料7では、現行の寄与分制度の特則として、被相続人の療養看護や扶養による寄与について、寄与者と他の相続人との間でその程度に著しい差異がある場合には、その寄与が「特別の寄与」といえない場合であっても寄与分を認める制度の創設を掲げていた。

しかし、このような考え方に対しては、特定の相続人間で療養看護等の寄与の程度に関する主張及び立証が繰り返されることになる上、これが認められた場合には、寄与者の相手方とされた者のみはその相続分を減額されることになるため、相続人間の関係を悪化させる原因になることを懸念する意見が述べられたほか、法律上の要件としては特定の相続人間の寄与の程度を比較することによって寄与分を認めることにするとしても、実際には相続人全員の寄与の程度が審理の対象とならざるを得ないのではないかとの指摘等がされ、このような制度を設けることに否定的な意見が多かったところである。

これらの問題点の指摘は、前記制度の根幹部分に関する本質的なものであり、これを解消ないし軽減する方策を見出すのは困難であったことから、本部会資料では、寄与分制度の見直しに関する方策については、これを削除している。

2 遺産分割における相続人の担保責任について

この点は、第10回会議において、遺贈の担保責任について議論がされた際に、これと併せて検討すべき事項として指摘されたものである。

現行の民法第911条では、「各共同相続人は、他の共同相続人に対して、売主と同じく、その相続分に応じて担保の責任を負う」こととされ、売主の担保責任に関する規定を準用するようにも読めるが、売主の担保責任を定める民法第560条から第572条までの規定のうちどの規定が実際に準用されるかという点については、学説上も見解が一致していないようであり、この点を明確

に判示した判例もない。また、家庭裁判所が遺産分割の対象財産の範囲を審判において判断した事案について、判例は、遺産分割の対象とされた財産が後の民事訴訟において遺産に属さないことが確定した場合には、分割の審判もその限度で効力を失う旨判示しているが（最判昭和41年3月2日民集20巻3号360頁）、この判例が民法第911条との関係をどのように考えているかは必ずしも明らかでないように思われる。

他方、仮に民法第911条が売主の担保責任を定める民法第560条から第572条までの規定を準用する趣旨であるとする、遺産分割の対象財産に瑕疵等があった場合には、それを取得した相続人は、他の相続人に対し、損害賠償請求や遺産分割の解除ができることになるが、遺産分割の対象財産に瑕疵等があったことに気付かなかつたことについては、これを取得した相続人も他の相続人と同様の立場にあつたと考えられること等を考慮すれば、民法第912条、第913条と同様に、瑕疵等が存在する財産を取得した相続人が受けた損失（その相続人の具体的相続分額とその相続人が実際に取得した財産の差額）について、各相続人にその相続分に応じた責任を負わせることで足り、その余の損害賠償や解除まで認める必要はないようにも思われる。民法第911条において「売主と同じく」と規定したのは、売主の担保責任に関する規定をそのまま準用することまで意図したものではなく、このような趣旨を明らかにしたものにすぎないとも考えられるところである。

仮に民法第911条がこのような趣旨の規定であるとするれば、法制審議会において答申がされた「民法（債権関係）の改正に関する要綱」に基づき売主の担保責任に関する規定の見直しがされたとしても、民法第911条の解釈に直接影響を及ぼすものではないことになるから、今回の相続法制の見直しにおいても、民法第911条については特段の手当てはしないこととし、現行法と同様、相続人が負う具体的な責任の内容については解釈に委ねることが考えられる。

以上の点についてどのように考えるか。